

## 広域連携等バイオマス利活用推進事業公募要領 (平成22年度)

### 1 趣旨

地球温暖化、廃棄物処理等の環境問題解決に向けて、バイオマスの利活用の推進は喫緊の課題である。

このような状況の中、食品廃棄物の利活用率は低く、その多くを発生させている広域的に事業を展開する食品事業者等によるバイオマスの利活用の強力な推進が必要とされている。

一方では、都市的地域で発生したバイオマスを、農村地域の農業生産者が肥料・飼料として活用し、生産した農産物を都市住民に提供する、また、その輸送や農業用トラクター、ハウス等にバイオマス由来燃料を活用する等、バイオマスの広域利用による都市と農村の交流等が期待されているところである。

しかしながら、都道府県界を越える広域的なバイオマスの利活用については、都道府県等を対象とした交付金では、事業者が都道府県等から十分な支援が得られないおそれや、都道府県間の調整等により、事業化が図られない場合がある。

このため、食品事業者等が都道府県界を越えて行う広域的な食品廃棄物等バイオマス利活用の取組について、全国的な視点から国が直接交付による支援を行い、広域的なバイオマス利活用システムの構築とバイオマスの利活用を通じた農村の振興等を推進する。

一方、地域における農業資材、食器やゴミ袋等バイオマスプラスチック製品の導入等を推進するための取組を支援し、バイオマスプラスチックの利活用を推進してきたが、バイオマスプラスチックリサイクルの仕組みの構築による循環型社会の実現及び輸入に頼らないバイオマスプラスチックの供給体制の整備が必要とされている。

このため、バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築及び国産原材料バイオマスプラスチックの定着を目的とした、バイオマスプラスチックリサイクル実証試験及び国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用等への支援を行い、バイオマスの利活用システムの構築や農村振興を図る。

### 2 受付期間等

補助の対象となる事業実施主体、活動の要件及び応募の手続きについては、この公募要領を御覧の上、必要な提出書類を下記の受付期間内に御提出下さい。

受付期間：平成22年3月19日（金）～平成22年4月19日（月）午後5時迄  
(郵送の場合は当日消印有効)

### 3 提出書類

#### (1) 広域連携等バイオマス利活用推進事業実施計画書

事業の内容ごとに実施要領別記様式1-1号から1-3号の広域連携等バイオマス利活用推進事業実施計画書を様式に従って作成し、提出して下さい。どのような目的で、どのような活動を行うか等、事業の具体的な計画について記入して下さい。

なお、作成に当たっては、「実施計画書記載例」を参考にして下さい。

[事業実施計画書 作成提出様式一覧]

ア 食品廃棄物等バイオマスの利活用推進

別記様式1-1号(第1~第10)

- 第1 事業計画概要表
- 第2 事業実施主体・関連事業者調書
- 第3 バイオマス収支総括表
- 第4 整備機器等導入総括表
- 第5 現況・利活用システムフロー図
- 第6 成果目標等調書
- 第7 採択要件等調書
- 第8 事業費等総括表
- 第9 事業内容総括表
- 第10 事業内容詳細

イ バイオマスプラスチックリサイクル推進等

(ア) バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築

別記様式1-2号(第1~第6)

- 第1 事業計画概要表
- 第2 現況・計画リサイクルシステムフロー図
- 第3 成果目標等調書、採択要件等調書
- 第4 事業費等総括表
- 第5 事業内容総括表
- 第6 事業内容詳細

(イ) 国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進

別記様式1-3号(第1~第5)

- 第1 事業計画概要表
- 第2 成果目標等調書、採択要件等調書
- 第3 事業費等総括表
- 第4 事業内容総括表
- 第5 事業内容詳細

(2) 参考資料

事業実施計画書の記載内容について補足説明する上で必要な以下の参考資料を添付して提出して下さい。

[参考資料一覧]

ア 食品廃棄物等バイオマスの利活用推進

別記様式1号関連：

第2 事業実施主体・関連事業者調書関連：

- ① 申請団体の組織や活動内容を示した資料
  - ・団体の設立趣意書、定款、規約等
  - ・本年度事業計画・過去1年の事業報告
  - ・過去1年の収支報告(貸借対照表、収支計算書等を含む)
  - ・役員名簿、組織体制図
  - ・パンフレット等、申請者の活動内容が示された資料
- ② 関連事業者の組織や活動内容を示した資料
  - ・役員名簿、組織体制図
  - ・パンフレット等、関連事業者の活動内容が示された資料
- ③ 事業実施主体、関連事業者の許認可等について取得状況を示した資料

- ・取得済みの許認可については、許認可等証明書の写し
- ・許認可等の手続き中のものについては、許認可権者との打合せ記録簿の写し

第4 整備機器導入総括表関連：

- ① システム構築に必要な導入機器のパンフレット等、導入機器の仕様を示した資料（本事業での導入のいかんにかかわらず、利活用システムの構築に必要な機器全てが対象）
- ② 本事業において機器を導入する場合、その機器の価格見積書（5社以上から徴収したもの）の写し
- ③ 本事業において、広域利活用システムの構築に必要な施設パンフレット等、施設の特徴を示した資料

第7 採択要件等調書関連：

- ① 「事業実施のための関連事業者・団体等との調整・連携状況」及び「システムの構築・運用に必要な関係者間の協働体制の整備状況及び今後の取組方針」については、広域利活用システムの構築に向けた関係事業者間での協定書等、利活用システムにおける各事業者間の役割と調整・連携について確認できるような資料（協定書等がなければ、関係事業者間での調整の打合せ記録簿
- ② 「環境保全等に関する自主的な取組の実施状況」については、ISO14001等の環境保全に係る公的な認証等の写し、環境保全等に関する基本方針等又は環境レポート等環境保全等に関する取組に努めていること証明する書類
- ③ 「機器導入箇所における周辺住民や環境への配慮についての調整状況及び今後の取組方針」については、機器や施設の導入・整備箇所周辺における周辺住民や環境への配慮について現在の調整状況や今後の取組方針について記載した資料

第8 事業費等総括表関連：

主な経費の内訳に示された各経費の単価、数量の根拠となる見積書、カタログ等について、事業費等総括表の記載事項との関連を明記して添付して下さい。

イ バイオマスプラスチックリサイクル推進等

(ア) バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築

別記様式1号関連：

第3 成果目標等調書、採択要件等調書関連：

- ① 「事業実施のための関連事業者・団体等との調整・連携状況」については、バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築に向けた関係事業者間での協定書等、各事業者間の役割と調整・連携について確認できるような資料（協定書等がなければ、関係事業者間での調整の打合せ記録簿

第4 事業費等総括表関連：

上記①食品廃棄物等バイオマスの利活用推進に記載されている内容と同じ参考資料を添付して提出して下さい。

(イ) 国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進

別記様式1号関連：

第2 成果目標等調書、採択要件等調書関連：

- ① 「事業実施のための関連事業者・団体等との調整・連携状況」につ

いては、国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進に向けた関係事業者間での協定書等、各事業者間の役割と調整・連携について確認できるような資料（協定書等がなければ、関係事業者間での調整の打合せ記録簿

第3 事業費等総括表関連：

上記①食品廃棄物等バイオマスの利活用推進に記載されている内容と同じ参考資料を添付して提出して下さい。

(3) 実施計画の承認申請書

実施計画の承認申請書（実施要領別記様式2号）を作成し、提出して下さい。

(4) 提出書類は、申請された事業が採択された場合には、実施要綱第4の事業の実施手続きに従い提出された書類として取り扱います。

4 補助を受けることのできる事業実施主体について

本事業を実施することのできる事業実施主体は、別添資料の実施主体の欄に定められている事業実施主体に限られています。

5 補助対象となる活動

食品事業者等の事業実施主体が、都道府県の行政界を越えて行う広域的な食品廃棄物等バイオマスの利活用システムの構築並びにバイオマスプラスチックのリサイクルシステム及び国産原材料由来バイオマスプラスチックの定着を目的としたバイオマスプラスチックリサイクルシステム実証試験及び国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用等への支援を行うための、次に掲げる取組に関する活動が補助対象となります。

補助対象になる具体的な活動は以下のとおりです。

(1) 食品廃棄物等バイオマスの利活用推進

- ① 関係者間におけるバイオマス利活用の協働体制の構築  
協働体制構築に必要な協議会の設置・開催、共同研修活動等への支援
- ② バイオマス利活用マニュアルの策定  
経済性、持続性の高いバイオマス利活用マニュアル作成等への支援
- ③ バイオマスの生産・収集・運搬システム構築  
バイオマスの特性に応じた利活用システムの開発、機器整備等への支援
- ④ バイオマスの変換技術・利用促進支援  
先駆的な変換技術の導入やバイオマス由来製品の利用促進等への支援

(2) バイオマスプラスチックリサイクル推進等

ア バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築

- ① バイオマスプラスチックリサイクル実証委員会の開催  
バイオマスプラスチックリサイクルシステム構築に必要な、実証委員会の設置・開催、委員会資料作成等への支援
- ② バイオマスプラスチック製品及びバイオマスプラスチック再生製品の購入  
バイオマスプラスチックリサイクルシステムを構築するために必要な製品購入への支援
- ③ アンケート調査、基礎データ収集

バイオマスプラスチックリサイクルシステムを構築するために必要なアンケート調査、基礎データ収集等への支援

④ 普及啓発等

バイオマスプラスチックリサイクルシステムの啓発普及等への支援

⑤ バイオマスプラスチックリサイクル回収試験、実証試験

バイオマスプラスチックリサイクルの特性に応じた回収・製造システムの開発等への支援

イ 国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進

① 国産原材料由来バイオマスプラスチック実証委員会の開催

国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進に必要な、実証委員会の設置・開催、委員会資料作成等への支援

② 国産原材料由来バイオマスプラスチック製品の購入

国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進に必要な製品購入への支援

③ アンケート調査、基礎データ収集

国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用を推進するために必要なアンケート調査、基礎データ収集等への支援

④ 普及啓発等

国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用を推進するために必要な普及啓発等への支援

6 補助対象となる経費

(1) 別添資料に定める事業に要する経費については、予算の範囲内において、その2分の1以内を補助するものとします。ただし、別添資料の事業内容欄の2の事業を行う場合、バイオマスプラスチック製品及びバイオマスプラスチック再生製品の購入に要する経費については、以下のとおりとします。

ア バイオマスプラスチック製品の購入に要する経費

(ア) NPO法人、農林漁業者の団体、消費生活協同組合、事業協同組合が行う事業においては、購入に要する経費の2分の1以内を補助します。

(イ) 食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、食器等のリサイクルを実施する事業者が行う事業においては、汎用プラスチック製品の購入と比較して生ずる差額の2分の1以内を補助します。

イ バイオマスプラスチック再生製品の購入に要する経費

(ア) NPO法人、農林漁業者の団体、消費生活協同組合、事業協同組合が行う事業においては、バイオマスの配合割合が50%以上の再生製品の場合にはバイオマスプラスチック再生製品の購入額の2分の1以内、バイオマスの配合割合が50%未満の再生製品の場合には、回収したバイオマスプラスチック製品を100%使用し製造した原材料の額の2分の1以内又は配合しているバイオマスの割合を50%で除した値にバイオマスプラスチック再生製品の購入額を乗じた額の2分の1以内を補助します。

(イ) 食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、食器等のリサイクルを実施する事業者が行う事業においては、バイオマスの配合割合が50%以上の再生製品の場合には、汎用プラスチック製品の購入と比較して生ずる差額の2分の1以内、バイオマスの配合割合が50%未満の再生製品の場合には、原材料として汎用プラスチックを用いた場合の原材料の額と回収したバイオマ

プラスチック製品を100%使用し製造した原材料の額を比較して生ずる差額の2分の1以内又は配合しているバイオマスの割合を50%で除した値にバイオマスプラスチック再生製品の購入と汎用プラスチック製品の購入を比較して生ずる差額を乗じた額の2分の1以内を補助します。

(2) 助成の対象となる経費については、以下の経費が対象となります。

- ① 賃金
- ② 報償費
- ③ 旅費
- ④ 需用費
- ⑤ 役務費
- ⑥ 委託料
- ⑦ 使用料及び賃借料
- ⑧ 物品・備品購入費
- ⑨ 機械器具費  
広域利活用システム及びバイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築・運用に必要な機械器具の購入費（事業実施上、一時的に必要な機械器具を除く。）
- ⑩ 資材購入費  
機械の据付けに当たり、基礎工事等に必要な資材の購入費
- ⑪ 機械賃料  
機械の据付けに当たり、作業機械の賃料に係る経費
- ⑫ 調査試験費  
バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築及び国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進に必要なバイオマスプラスチック製品の購入費

本事業では、別添資料の事業内容欄の1に記載されている食品廃棄物等バイオマスの利活用推進及び別添資料の事業内容欄の2の①に記載されているバイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築のメニューで事業を行う場合に、事業の実施に必要な最低限の機器類の購入は補助対象となりますが、施設の整備（建物の建築、プラントの建設、必要な土地の購入等）、他の目的に使用できる機械器具（トラック、軽自動車等）等は補助対象外ですので御注意願います。

また、団体の役員、常勤職員の給与、事務所借料（光熱費、水道代を含む。）、その他団体の経常的運営に関する経費も補助対象外となります。

## 7 補助金の額

交付される補助金は、補助の対象となる事業を行うために直接必要な経費の2分の1以内とします。なお、補助金の額は国の予算の範囲内となりますので、当該年度予算を超える申請があった場合には、必ずしも直接必要な経費の2分の1とならない場合があります。

## 8 提出書類の提出先

事業実施計画書、参考資料及び実施計画の承認申請書の提出先は、本事業で利活用を図る別添資料の事業内容欄の1の事業については食品廃棄物等バイオマスが主として発生する事業区域、別添資料の事業内容欄の2の事業についてはバイオマスプラスチック

のリサイクル等を主として実施する事業区域を管轄する地方農政局長（その区域が北海道の場合は農林水産省農村振興局長、沖縄の場合は内閣府沖縄総合事務局長。以下、「地方農政局長等」と称します。）になります。

申請様式は、正副2部を本要領の末尾に示すとおり、上記に該当する事業区域を管轄する地方農政局長等に提出して下さい。FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象とならない場合があるので、御注意願います。

## 9 事業審査ヒアリング

提出していただいた事業実施計画書は地方農政局長等において審査を行い、必要な指導及び調整を行った上で地方農政局長等から農林水産省農村振興局長等に提出し、農村振興局長等において選定した外部有識者を含む補助金交付先選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）で評価を行います。

事業実施計画書を審査するに当たり、地方農政局長等が申請者から事業計画の内容について必要に応じて直接聴取（ヒアリング）します。

ヒアリングの実施に当たっては、事業実施計画書を提出していただいた後に地方農政局長等から申請者に個別に御連絡します。

また、申請者は、下記により開催する選定審査委員会に必ず御出席いただき、事業実施計画書の説明を行っていただくこととします。開催場所、説明時間等については、公募期間終了後速やかに御連絡します（旅費は申請者負担とさせていただきます。）。

選定審査委員会開催時期：5月中旬～5月下旬のうち1日

開催場所：農林水産省内会議室（東京都千代田区霞が関1-2-1）

## 10 事業採択

事業の採択については、以下のような観点から地方農政局長等での審査、聴取した事業実施計画書、ヒアリングの内容等を勘案し、選定審査委員会で評価し、予算の範囲内で農林水産省農村振興局長等において決定します。選定審査委員会は非公開で行われ、審査の経過に関するお問い合わせには応じられませんので、御了承下さい。

申請された事業が採択された場合は採択通知書を、採択されなかった場合は採択されなかった旨の通知書を地方農政局長等から申請者あてにお送りします。

(1) 採択には別添資料の採択要件の欄に定める要件をすべて満たすことが必要です。

(2) 上記(1)に記載されている採択基準、審査基準のほかに農村の振興を推進することや循環型社会の実現に資すること等の事業の趣旨を勘案し、採択する事業を選定します。

## 11 事業の実施手続き

申請した事業実施計画書が採択された場合は、広域連携等バイオマス利活用推進事業実施要綱の事業の実施手続きに従い、公募の際に提出していただいた事業実施計画を地方農政局長等が承認することになります。

## 12 補助金の支払い手続き

地方農政局長等は、事業実施計画の承認通知書と同時に「補助金交付割当通知」を事

業実施主体に送付し、事業に割り当てられる補助金の額を通知します。通知を受けた申請者は、「補助金交付割当通知」の金額の範囲内で「平成22年度バイオマス利用等対策事業費補助金（広域連携等バイオマス利活用推進事業）交付申請書」（交付要綱別記様式第1号（その1））」を作成し、事業実施計画書を提出した地方農政局長等に提出していただきます。

補助金交付申請に基づき交付決定通知が発行されて以降、事業を開始することができます。事業の採択が決定した後であっても、交付が決定されるまでは補助金を活用することはできないので御注意下さい。交付決定以前に支出した経費や年度終了後に支出した経費については、補助の対象となりません。

事業の補助金は「精算払い」の方式を採用しています。事業の完了後、事業で生じた費用に係る領収書や事業の収支に係る関係書類を取りまとめ、「平成22年度バイオマス利用等対策事業費補助金（広域連携等バイオマス利活用推進事業）実績報告書（交付要綱別記様式第4号）」と一緒に提出して初めて補助金が支払われます。したがって、当初事業に着手するための資金は別途御用意いただく必要があります。

### 1.3 事業実施に当たっての留意事項

#### (1) 事業実施期間

本事業は平成22年度までの事業でありますので、平成22年度内に事業が完了することが必要です。

#### (2) 補助金の経理について

最終的に事業の精算払いを受けるためには、どのような目的で、いつ、いくら支出されたか等について明らかにした補助事業等実績報告書を提出する必要があります。

さらに、団体のその他の活動に係る経理と明確に区分された、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、収入及び支出についての証拠書類又は証拠となるものを整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておく必要があります。

#### (3) 消費税等の取扱いについて

事業実施主体が、消費税の課税事業者の場合、補助事業の仕入れに係る消費税及び地方消費税については、補助の対象となりませんので、これらに補助率（1/2）を乗じた額について、減額して補助金の交付申請を行う必要があります。

減額の対象となる消費税等相当額が、交付申請時に明らかになった場合は、これらについて、返還する必要がありますので御注意願います。

#### (4) 事業実施計画を変更する場合の手続きについて

##### ① 変更内容として

- ・ 事業の中止又は廃止
- ・ 事業実施主体の変更
- ・ 実施要綱第2の2の成果目標の変更
- ・ 事業実施主体における事業費の30%を超える増減

のいずれかが含まれる場合は、広域連携等バイオマス利活用推進事業実施要綱及び同要領に定める変更の手続きを行い、地方農政局長等の承認を得る必要があります。

また、国費の増減が伴う事業費の変更についても変更手続きが必要になります。ただし、事業費が増加した場合には、それに見合う補助金の増額は予算の都合上、

困難な場合があります。

- ② ①の変更協議を行った場合（上記①変更内容成果目標の変更のみの場合を除く）、経費の配分の30%を超える増減を含む変更の場合は、「平成22年度バイオマス関係補助金（広域連携等バイオマス利活用推進事業）変更承認申請書（交付要綱別記様式第2号）」の提出が必要になります。

#### 1.4 事業終了後の留意事項

##### (1) 事業の実績報告について

事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日のいずれか早い期日までに、「平成22年度バイオマス関係補助金実績報告書（交付要綱別記様式第4号）」を提出していただく必要があります。

当該実績報告書に基づき、補助金の精算払いが行われることとなります。

特に、事業の完了が年度末間近になる場合は迅速な事務処理が必要となりますので、御注意願います。

##### (2) 事業実施状況の報告について

事業実施年度の翌年度の5月末日までに事業の実施状況について、地方農政局長等に報告する必要があります。

##### (3) 事業評価の提出について

事業の成果等に関する自己評価を行う事業評価の提出については、事業完了年度の翌々年度の7月末日までに地方農政局長等に報告していただく必要があります。評価結果については、農林水産省において、事業の適正運営を検討するための資料とさせていただきます。

#### 1.5 その他の留意事項

本事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の法令、「広域連携等バイオマス利活用推進事業実施要綱」、「広域連携等バイオマス利活用推進事業実施要領」、「バイオマス利用等対策事業費補助金交付要綱」等の通知に従って実施されるものです。これらに違反して事業を実施することはできませんので御注意願います。

##### (1) 補助金の返還について

各種の法令、通知等に違反して補助金を使用した場合は、補助金の交付決定が取り消され、受け取った補助金の一部又は全部について返還を求められることがありますので御注意願います。

##### (2) 罰則について

不正な手段により補助金の交付を受ける等の行為があった場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき懲役、罰金の刑が科せられます。

##### (3) その他

- ① 採択、不採択の結果の通知については、募集の締切り後、おおむね1ヶ月程度かかります。
- ② 申請の際に提出いただいた書類は返却しません。
- ③ 申請にかかる費用は申請者の負担となります。
- ④ 採択された場合は、農林水産省及び地方農政局等のホームページにおいて採択事

業者名、事業実施地区、事業の概要等を公表します。

1 6 問合せ及び提出書類の提出先

問い合わせ先及び提出書類の提出先	管轄する都道府県名
農林水産省 農村振興局（〒100-8950 千代田区霞ヶ関1-2-1） 中山間地域振興課 電話03-3502-8111(内線5633) 担当：地域資源循環企画班 地域資源循環企画係	北海道
東北農政局（〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1） 農村計画部 農村振興課 電話022-263-1111(内線4057) 担当：環境政策調整係	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島
関東農政局（〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1） 農村計画部 農村振興課 電話048-600-0600(内線3410) 担当：農村資源利活用係	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、山梨、長野、 静岡
北陸農政局（〒920-8566 金沢市広坂2-2-60） 農村計画部 農村振興課 電話076-263-2161(内線3425) 担当：地域連携推進係	新潟、富山、石川、 福井
東海農政局（〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2） 農村計画部 農村振興課 電話052-201-7271(内線2519) 担当：農村資源利活用係	岐阜、愛知、三重
近畿農政局（〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者下ル） 農村計画部 農村振興課 電話075-451-9161(内線2423) 担当：地域連携推進係	滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、 和歌山
中国四国農政局（〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1） 農村計画部 農村振興課 電話086-224-4511(内線2548) 担当：地域連携推進係	鳥取、島根、岡山、 広島、山口、徳島、 香川、愛媛、高知
九州農政局（〒860-8527 熊本市二の丸1-2） 農村計画部 農村振興課 電話096-353-3561(内線4316) 担当：農村資源利活用係	福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島
内閣府沖縄総合事務局（〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1） 農林水産部 土地改良課 電話098-866-0031(内線83332) 担当：地域資源係	沖縄